

1 . 僧班変更願

すべての僧侶は僧班に列するものとし、別に定める規定に従い、僧班の変更を願ひ出ることができます。 [類聚規程 4 ・ 5]

僧班の変更には、所属寺院の懇志又は旌功状を使用します。

[類聚規程施行条例 5]

申請者 本人

〔註〕衆徒が願ひ出るときは、所属寺院の住職（住職代務）の承認が必要
要です。 [類聚規程施行条例 5 但書]

僧班の区分

僧班は、顕座・親座・直座・特座・正座・上座・本座・列座の 8 座と
し、各座について 7 席の区分を設けます。 [類聚規程 4]

〔註 1〕新たに僧侶となった者は、度牒を授与された日をもって僧班列
座 7 席に列せられます。 [類聚規程 4]

〔註 2〕新たに教師を授与された者は、教師を授与された日をもって僧
班列座 5 席に列せられます。 [類聚規程 4]

住職代務が、代務寺院の懇志又は旌功状を使用して僧班を変更しようと
するときの取り扱いは、次の通りとします。

イ . 住職代務が、当該寺院の衆徒である場合は、当該寺院の懇志又は旌功
状を使用することができます。

ロ . 住職代務が、他の寺院の住職又は衆徒である場合は、代務寺院の懇志
又は旌功状は使用できません。

但し、特別の事情があるときは、当該寺院の寺族代表者並びに責任役
員の同意を得た上で、（住職代務在職期間中の）旌功状に限り使用す
ることができます。

[類聚審査会常置会内規 昭和37年12月24日]